別紙2 共通仕様書

名称

共通仕様書

令和7年度 神戸市グリーン調達等に係る判断基準(抜粋)

-注意事項--

- ●仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件調書」の両方を、必ず確認のうえ、入札に参加していただきますようお願いいたします。
- ●神戸市グリーン調達に関することは神戸市ホームページをご参照ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/kurashi/recycle/heat/index.html

共通仕様書

全物件に共通する仕様については以下のとおりです。物件ごとの条件については別紙1「物件調書・ 配置図・現地写真」で確認してください。

①大きさ	・物件調書に記載の設置面積は、物件調書の特記事項に記載がない限り自動販売			
	機本体のほか、放熱スペースと空き容器回収ボックスの設置面積を含みます			
	・商品補充やメンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障			
	がないか、事前に設置場所の確認を行ってください。			
②販売品目	・酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類)及びその類似品 を除く			
	飲料とします。			
	・飲料容器の種別は、物件調書で確認してください。			
	・標準小売価格を上回らないようにしてください。			
	・現在の販売価格帯は、参考情報として物件調書に記載しています。			
④電気メーター(電気	・設置する自動販売機の電力使用量を計測する子メーターを設置してください。			
使用量計測用メータ	ただし、物件調書の特記事項に電気を直接引込する旨記載のある場合はこの限			
一)の設置及び電気代	りではありません。			
	・子メーターは計量法により検定し、かつ検定有効期間内の計器を使用すること			
	とします。			
	・子メーター設置や電気引き込み等にかかる費用及び電気代は設置事業者の負担			
	とします。			
	・支払い方法や支払い期日等は物件担当課に確認してください。			
⑤自動販売機の設置	・契約開始後速やかに自動販売機を設置してください。契約期間の始期に営業			
	│ │ 始できない場合でも、貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。			
	・自動販売機及びそれに付随する設備等の設置は、設置事業者の負担により行っ			
	てください。			
	・設置にあたっては、安全性に問題がないか据付面を十分に確認するとともに、			
	転倒防止対策も行ってください。			
	・設置作業当日の段取りについては、事前に物件担当課と調整してください。			
⑥維持管理	・衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置する自			
	動販売機等のオペレーションは全て設置事業者の責任と負担で対応してくださ			
	Įγ _o			
	・衛生管理については関係法令等を遵守してください。常に商品の賞味期限に注			
	意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。			
	・原則、空き容器回収ボックスを設置するとともに、空き容器回収ボックスが満			
	杯になりあふれ出ることのないよう設置事業者の責任で適切に回収・処分して			
	ください。			
	・故障時等の際の連絡先を自動販売機に表示し、故障や問合せ、苦情等について			
	は設置事業者の責任において速やかに対応してください。また、緊急連絡先を			
	物件担当課へ届け出てください。			
	・販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、物件担当課の指示に従			
	ってください。			
⑦環境への配慮	・「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された【判断の基準】に沿っ			
	た自動販売機を設置してください。			
⑧自動販売機の撤去及	・自動販売機及びそれに付随する設備等の撤去は、設置事業者の負担により行っ			
び原状回復	てください。			
	・契約期間最終日までに、引渡し時の状態に原状回復して物件を返還してくださ			
	い。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。			
	・作業当日の段取りについては事前に物件担当課と調整してください。			

22-10 自動販売機設置

· · · _				
品目	判断基準			
飲料自動販売機設置	判断 判断の基準			
	容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。			
	【配慮事項】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。 ②屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。			

- ⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
 - ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却 (ペルチェ冷却等) により、飲料 (原料) を冷却しているもの
 - 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが 発生しない場合には適用しないものとする。
 - 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出 した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数 点以下を切り捨て)で表したものとする。
 - 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機 及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するも のには適用しないものとする。
 - 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234yf)等。
 - 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対 する比で示した数値をいう。
 - 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
 - 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその 化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルを いう。
 - 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A. 1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
 - 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
 - 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
 - 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置する こと。
 - イ. 設置場所(屋内・屋外、日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の 確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合 の責任の所在の明確化を図ること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

	基準エネルギー		
販 売 す る 飲料の種類	自動	選挙エネルギー 消費効率の算定式	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0. 218V+401
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)		E=0. 798Va+414
	ホットアンドコール	電子マネー対応装置のないもの	E=0. 482Va+350
	ド機 (庫内奥行寸法 が 400mm 以上のも の)	電子マネー対応装置のあるもの	E=0. 482Va+500
紙 容 器 飲 料	A タイプ(サンプル を使用し、商品販売 を行うもの)	コールド専用機	E=0. 948V+373
		ホットアンドコールド機(庫内 が2室のもの)	E=0. 306Vb+954
		ホットアンドコールド機 (庫内 が3室のもの)	E=0. 630Vb+1474
	B タイプ (商品その ものを視認し、商品 販売を行うもの)	コールド専用機	E=0. 477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0. 401Vb+1261
カップ式飲料			E=1020[T≦1500] E=0. 293T+580[T>1500]

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
 - 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するための ものをいう。
 - 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又 は温蔵して販売するためのものをいう。
 - 4 E、V、Va、Vb及びTは、次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V :実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位:L)

Va:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)

Vb:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)

T:調整熱容量(湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯 氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値)(単位:kJ)

5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第289号)の「3エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

X = X(1 1 3) / (X) (X) = (X X 1 1 1 1 1 1 1 1					
	的	評 価 項 目	評 価 基 準		
リデュース(省資源 化)		使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。		
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。			
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮を			
		していること。			
		製品の分解・組立性への配慮・改善をして			
		いること。			
			修理・保守性への配慮をしていること。		
			製品の消費電力量の抑制が図られているこ		
		消費電力量の削減	と。設置条件、設定条件の適正化等の運用		
		支援を行っていること。			

リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定		
		し、共通化・標準化に配慮していること。		
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮し		
		ていること。		
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、		
		与寿命判定の容易性に配慮していること。		
リサイクル(再資源 化)	材料	リサイクル可能な材料を選択しているこ		
		と。		
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示		
		を行っていること。		
		リサイクル困難な部材の使用削減を図って		
		いること。		
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮して		
		いること。		